

二酸化炭素消火設備の事故に注意してください！ (注意喚起)

令和3年4月15日、東京都新宿区の地下駐車場にて、不活性ガス消火設備の消火薬剤として使用する二酸化炭素が誤作動により放出され、死者4名、負傷者2名を出す事故が発生しました。同様の事故が令和2年12月に愛知県名古屋市、令和3年1月に東京都港区で発生しました。このような事故を防止するため、「建物関係者」、「建物の工事、点検業者」及び「消防用設備等の点検・整備業者」の皆様におかれましては、下記の事項に十分注意をお願いします。

留意事項	
	<ul style="list-style-type: none">① 工事や保守点検を行う場合は、第三類消防設備士や二酸化炭素消火設備を熟知した第一種消防設備点検資格者の立会い監督することにより、必要な安全対策の管理がなされる体制を確保する。② 保守点検等の作業を開始する際は、その都度、工事等従業者に対し自動手動切替スイッチを「手動」にするとともに、ポンベの閉止弁を「閉」にする等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行を徹底する。③ 建物関係者や作業員へ二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱い方法、避難方法などを共有する。④ 二酸化炭素消火設備が作動した場合は、直ちに防護区画内から外へ退避する。⑤ 放出事故が発生した場合は、すぐに119番通報をし、専門業者等に連絡する。



事故が発生したらすぐに119番！

お問い合わせ
津幡町消防本部予防課
076-288-3000